
規 則

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第43号

**高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
の一部を改正する規則**

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年高知県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に改め、同条第8号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

（9）建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をいう。以下この号において同じ。）が必要な区域内における長期優良住宅建築等計画等の認定の申請にあっては確認済証（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。）の交付の日、建築確認が不要な区域内における長期優良住宅建築等計画等の認定の申請にあっては建築工事届（同法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出をいう。）の届出の日を確認することができる図書及び書面

第4条第1号及び第5条中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第5条の2中「、長期優良住宅建築等計画」を「、長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第1号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第2号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同号ア中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同条第3号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第7条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」に改める。

別記第1号様式中

「5 認定対象住戸番号」

を

「5 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、認定対象住戸番号」

に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめますので、高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により下記のとおり申し出ます。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、認定対象住戸番号
- 5 認定計画実施者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる予定年月日
年 月 日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

申請等取下げ届

先にしました申請等を都合により取り下げたいので、高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 取り下げる申請等の名称及び年月日
名称
年 月 日
- 2 取り下げる認定等に係る住宅の位置
- 3 取り下げる認定等に係る住宅が共同住宅等である場合は、認定対象住戸番号
- 4 取り下げる申請等に係る認定計画実施者等の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(委任)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。